

箕面市立多文化交流センター利用料金減免適用団体審査委員会設置要綱

2020年（令和 2年） 1月21日 要綱第 6号

（設置）

第1条 箕面市立多文化交流センター条例（平成24年箕面市条例第33号。以下「条例」という。）第14条第5項及び箕面市立多文化交流センター条例施行規則（平成25年箕面市規則第8号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除（以下「減免」という。）の適用団体を審査するため、箕面市立多文化交流センター利用料金減免適用団体審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査委員会は、箕面市立多文化交流センター利用料金の減額又は免除に関する要綱（2013年公益財団法人箕面市国際交流協会要綱第8号。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定による審査の依頼を受けたときは、減免団体の適用の可否について審査し、その結果を箕面市立多文化交流センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）公益財団法人箕面市国際交流協会 事務局長
 - （2）公益財団法人箕面市国際交流協会 次長
 - （3）公益財団法人箕面市国際交流協会 総務課長
 - （4）公益財団法人箕面市国際交流協会 事業課長
- （委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、事務局長が委員長となる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、指定管理者が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって行う。

（認定等の基準）

第6条 認定の基準は、箕面市内に活動拠点を有し、次の内容のポイントの合計が5ポイントある団体を認定するものとする。

- （1）団体の活動主旨に地域の国際化が含まれている・・・1ポイント
- （2）非営利団体である・・・1ポイント

(3) 公益的な活動を行っている・・・1ポイント

(4) 政治活動、宗教勧誘を目的としていない・・・1ポイント

(5) 次の項目で2項目以上の活動を行っている・・・1ポイント

- ①箕面市内の国際交流団体ネットワーク会議、又は多文化交流センター利用者の意見交換会に参加している。
- ②多民族フェスティバル実行委員会に参加している。
- ③多文化交流センターのイベントや事業に協力している。
- ④多文化交流センターの貸館利用の実績がある。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、事務局総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、2020年（令和2年）2月1日から施行する。